

商品概要説明書

2022年6月1日現在

商 品 名	ごうぎん後見支援預金	
ご 利 用 意 欲 方	個人のお客さまで、家庭裁判所が後見支援預金の口座開設にかかる「指示書」を交付した方 ※被後見人の住所地が山陰両県内のお客さまに限ります。 ※保佐人・補助人・任意後見人の場合、制度上ご利用いただくことができません。	
対 象 と な る 預 金	普通預金または決済用普通預金	
期 間	期間の定めはありません。	
口 座 開 設 方 法	窓口のみ	
口 座 開 設 時 刻 の 必 要 書 類	下記の書類が必要となります。 ○家庭裁判所が発行した「指示書」の原本 ○登記事項証明書（後見登記にかかるもの）の原本 ○後見人の本人確認資料 ○預金取引のご印鑑 ○初回預入金（家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額）	
お 預 入 れ 金 額	1円以上(1円単位)	
適 用 利 率	普通預金店頭表示金利（決済用普通預金は無利息となります。）	
預 入 形 態	普通預金一般通帳 ※通帳表紙に「後見支援預金」と表示します。	
手 数 料	○口座開設手数料：5,500円（税込） ○口座管理手数料：年間3,300円（税込）（次年度以降毎年4月10日（銀行休業日の場合翌営業日）に本預金口座からお引落しします。） ※定額自動送金サービスを利用される場合は、別途取扱手数料および為替（振込）手数料（合算して最大550円（税込））が必要となります。 （各回の送金が行われる都度、必要になります。）	
利 息	利 払 方 法	毎年2月と8月の当行所定の日はこの預金へ組み入れます。
	計 算 方 法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
	課 税	20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。

資金の準備について	資金を次の方法等にてあらかじめご準備ください。 1.口座開設日に本口座へ振替えていただきます。 2.現金でのご入金も可能ですが、十分注意してお持ちください。
お預入れ方法	お近くの山陰合同銀行窓口で、随時お預入れいただけます。 ※「指示書」(原本)の提出は不要です。
お引出し方法	お近くの山陰合同銀行窓口へ「指示書」(原本)をご提出ください。指示書の金額をお引き出しします。
解約	お近くの山陰合同銀行窓口へ「指示書」(原本)をご提出ください。
付加できる特約事項	定額自動送金サービスをご利用いただけます。 (家庭裁判所から交付を受けた「指示書」により、日常的に必要な定期定額支払について指定される場合に限りお取扱します。)
ご注意いただきたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードの発行はいたしません。 ・インターネットバンキングの契約はできません。 ・口座振替の契約はできません。 ・ATMでのお取引はできません。 ・給与、年金(財形年金含む)、配当金、公社債元利金等の受取口座の指定は出来ません。 ・金融情勢の変化その他の事情により、予告なく商品内容等を変更、取扱いを中止する場合があります。
取扱店舗	山陰両県内店舗
預金保険の適用	適用されます。(1人あたり対象預金等の元本合計1,000万円までとその利息等を預金保険制度により保護) 決済用普通預金は全額が保護されます。
金利情報の入手方法	窓口までお問い合わせください。
当行の苦情・相談窓口	カスタマーセンター(フリーダイヤル 0120-315180) 受付 9:00~17:00 (ただし銀行休業日は除きます)
当行が契約している指定紛争解決機関および連絡先	指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109または03-5252-3772 受付 9:00~17:00(ただし銀行休業日は除きます)